

意思決定支援の取り組み・合理的配慮

～虐待防止に依らない人権擁護～

福島県知的障害者福祉協会
令和3年度日中活動支援部会職員研修会 資料1

2021.7.30

社会福祉法人育成会 本部事務局長

古川 敬



本日も話すること

1. 障害とは
2. 合理的配慮とは
3. 意思決定支援誕生秘話
4. 意思決定支援とは
5. 虐待とは
6. 虐待防止に依らない人権擁護

本人活動＝意思決定支援＝人権擁護

(社福)育成会の本人活動は意思決定支援の一つのかたち

34年前から始まった利用者自治会活動



- 自分たちのことは自分で決める仕組み
- 希望や要望を伝える仕組み
- 民主的組織の仕組み

平成18年から始まった本人活動で更に進化

- 活動を作り上げる仕組み
 - 法人内外の繋がりを作る仕組み
 - 個人の意思が法人に伝わる仕組み
- (個人の意思→施設利用者の意思→法人利用者の意思)



【利用者自治会活動・選挙】



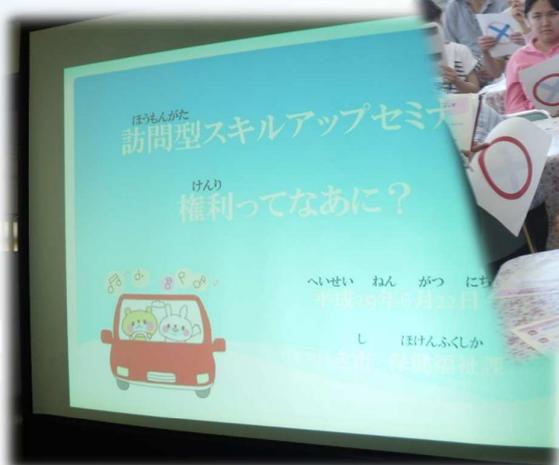
【利用者自治会活動・会議】



【本人活動】



【利用者・職員コラボ研修】





【公的選挙シミュレーション】

【選挙権を守る】



いわき市長選挙のアンケート

(H29.9.10 投開票)

名前 _____



□1: 選挙に行きましたか?

はい 
 ・
 いいえ 

□2: 選挙へいつ行きましたか?



当日 (9/10)
 ・
 期日前 (ちがう日)

□3: 選挙へ誰と行きましたか?

ひとりで
 ・
 家族と
 ・
 その他 ()

↑その他の人は()に書いて下さい。



□4: □1でいいえと答えた方に質問です。行けなかった理由は何ですか?



□5: 選挙について、“荷が軽くなったこと・こうしてほしいな”と思ったことがあったら何でも書いてください。(前の選挙と比べて思ったことなど)



ありがとうございました。

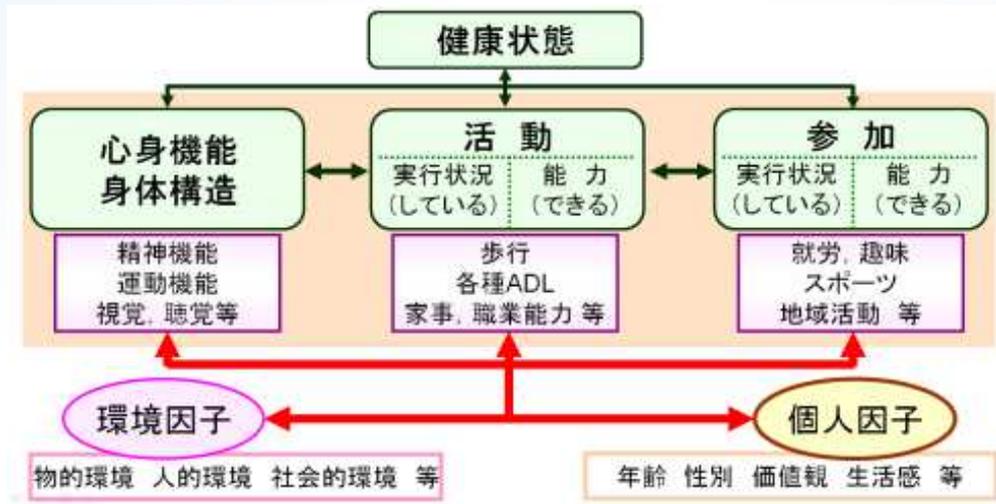
障害とは

日本語では「障害」

英語では

- impairment (機能障害)
- disability (能力障害)
- handicap (社会的不利)

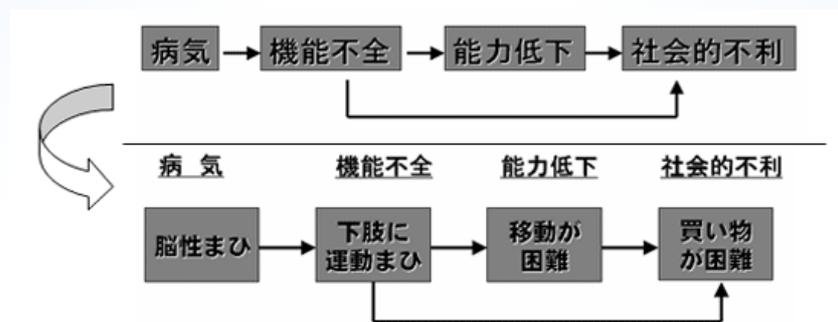
現代の障害の概念に関する世界標準はICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) 2001 WHO



ICFの前の概念

ICIDH

(International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps)
1980 WHO



ICFの特徴 = 環境因子の観点

個人の心身の状態(機能や能力の障害)が問題ではなく社会(環境)の側の障害(障壁)が問題
「社会的障壁」

医学モデル ⇒ 社会モデル
(impairment・disability ⇒ handicap)

平成23年7月 障害者基本法改正
(資料2 障害者基本法の抜本改正)
障害程度区分 ⇒ 障害支援区分

医学モデルと社会モデルを分析してみると

対象は「個人」 医学モデル		対象は「社会」 社会モデル	
生物学的または医療的モデル	機能またはリハビリテーションモデル	環境モデル	人権モデル
個人の病気や身体的な障害に焦点を当てる。	治療やリハビリにより個人の機能を回復させることに焦点を当てる。	環境のバリア(障壁=障害)に着目して障害を生む可能性のある社会的、経済的、政治的、組織的、法的な問題に焦点を当てる。 段差がある、点字がない、手話通訳がない。 知的障害者の買い物、旅行を、選挙を、地域生活を、サポートしてくれる人がいない。	障害者を含む、全ての人が享有すべき権利に焦点を当てる ピープルファースト(障害者ではなく先ず人として) 知的障害があるから投票できない、世帯主になれない、施設で暮らさなくてはならない。

合理的配慮とは

障害者権利条約

第二条 定義

合理的配慮の定義:障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な**変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は**過度の負担**を課さないものをいう。

障害者基本法

(差別の禁止)

第四条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2. **社会的障壁の除去**は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う**負担が過重**でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ**合理的な配慮**がされなければならない。

障害者差別解消法

令和3年5月28日改正 同年6月4日交付

但し、施行日については、

合理的配慮義務の対象となる民間事業者に対する配慮から「公布日から3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

【主たる改正点】

これまで努力義務とされていた民間事業者における合理的配慮の提供の義務化、行政機関相互の連携の強化などが行われることとなる。

国連の「障害者の権利に関する条約」に沿った内容であるとともに、障害者基本法で規定された差別禁止の原則をさらに具体化し一歩前進する内容でもある。

第一章 総則

(国民の責務)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第七条

2.行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

平成 28 年 4 月 1 日 から

障害者差別解消法 がスタートします！

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



こんなときどうする？

障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするための
ガイドブック



名古屋市



内閣府
Cabinet Office

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [共生社会政策トップ](#) > [障害者施策](#) > [もっと詳しく](#) > [基本的枠組み](#) > [障害を理由とする差別の解消の推進](#) > [合理的配慮等具体例データ集\(合理的配慮サーチ\)](#)

合理的配慮等具体例データ集

合理的配慮サーチ

合理的配慮等具体例データ集

合理的配慮サーチ

合理的配慮等具体例データ集について

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。このページでは、合理的配慮等の具体的な事例をご紹介します。

事例検索について

合理的配慮サーチでは、内閣府共通検索システムを使用して事例の絞り込みができます。

ページ上部にある検索欄に「**合理的配慮サーチ**」と入力し、スペース区切りでキーワードを入力してください。

検索例

- ・ 合理的配慮サーチ 聴覚障害
- ・ 合理的配慮サーチ 環境整備 接客

[合理的配慮サーチの手引き](#)

障害の種別から探す

> 全般

> 視覚障害

> 聴覚・言語障害

> 盲ろう

> 肢体不自由

> 知的障害

> 精神障害

> 発達障害

> 内部障害、難病等

生活の場面から探す

> 行政

> 教育

> 雇用・就業

> 公共交通

> 医療・福祉

> サービス(買物、飲食店など)

> 災害時

合理的配慮サーチ

知的障害(39件)

合理的配慮の提供の例

- ・ ゆっくりはっきりと話したり、コミュニケーションボードなどを用いたりして意思疎通を行う
- ・ 資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビを付したりする
- ・ 実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明する

参考事例集等

全般 障害者差別解消法～合理的配慮の提供等事例集～

キーワード 公、民、障害者差別解消法、合理的配慮の提供、環境の整備、視覚障害、聴覚・言語障害、盲ろう、肢体不自由、知的障害、精神障害、発達障害、内部障害、難病に起因する障害、行政、教育、雇用・就業、公共交通、サービス(買物、飲食店など)、災害時、事例

組織 内閣府

時期 平成29年4月

概要 障害者差別解消法について、障害のある人も社会参加しやすくするための「合理的配慮の提供」「環境の整備」の事例を、関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから収集・整理し、事例集として取りまとめている。

事例検索について

合理的配慮サーチでは、内閣府共通検索システムを使用して事例の絞り込みができます。

ページ上部にある検索欄に「合理的配慮サーチ」と入力し、スペース区切りでキーワードを入力してください。

検索例

- ・ 合理的配慮サーチ 聴覚障害
- ・ 合理的配慮サーチ 環境整備 接客

> [合理的配慮サーチの手引き](#)

【つまり①】

合理的配慮とは、実施する側(国、地方自治体、民間事業者など)に過度の負担を強くないで、社会的障壁を除去して、ハード面(スロープやエレベーターなどの設備、道具など)やソフト面(人的なサポートや法制度などの仕組み)を使いやすくし、障害のある方の生活を支えること。

【つまり②】

合理的配慮は障害定義(医学モデル、社会モデル)に大きくかかわっている。
障害定義が医学モデルのままであつたら、社会的障壁という認識はなく、それを除去するための合理的配慮も生まれなかった。
だから、「障害とは何か」の考え方が非常に重要である。
そのことが明確であれば、「障害」「障がい」「障碍」といった表記に関する議論も「障害」で問題ないと言えないか。

意思決定支援誕生秘話

その始まりは「生活介護」へのアンチテーゼ

介護とは

- ・高齢者・病人などを介抱し世話をすること。
- ・起源は造語。「介抱と看護」「介助と看護」

介抱とは

- ・病人・けが人・酔っぱらいなどの世話をすること。

介助とは

- ・そばに付き添って動作などを手助けすること。介添え。

看護とは

- ・看護はすべての患者に対して生命力の消耗を最小限度にするよう働きかけることを意味する。すなわち、看護とは患者に新鮮な空気、太陽の光を与え、暖かさと清潔を保ち、環境の静けさを保持するとともに、適切な食事を選んで与えることによって健康を管理することである。とりもなおさず、健全な生活環境を整え、日常生活が支障なく送れるよう配慮することが看護なのである。
(フローレンス・ナイチンゲール)

ここから見える「生活介護」

高齢化、ケガや病気で日常生活が滞る状態にある人々への
生活上の物理的な手助け。
つまり「生活介護」を利用する方々



受動的な人々≒客体

「介護」に代わる「支援」の模索

障害者自立支援法の最大の問題＝「障害程度区分」
厚労省⇒問題指摘に対応するためのタイムスタディー



「知的障害者の支援の必要度は介護の時間では測れない」
(公財)日本知的障害者福祉協会



SIS(Supports Intensity Scale＝支援尺度)を主張
しかし、「介護」に代わる明確な表現を提示出来ず

知的障害者支援の明確な位置づけへの取り組みが本格化

- 全国障害者生活支援研究会(サポート研)
- (NPO)東京都発達障害支援協会

知的障害者支援においては「本人が行う意思決定」のための多様な「支援」が重要であり、「意思決定支援」が反映される制度が必要



平成23年7月「意思決定支援」が誕生

一般的には、次のような流れの中で「意思決定支援」が誕生したと考えられている。

「意思決定支援」誕生の起点となった出来事

2006年12月 国連総会で「障害者権利条約」採択

批准に向けた取り組みの必要性に迫られる



平成21年度「障害者制度改革推進本部」設置

関連法の整備、各種新法の制定への取り組み開始

平成21年(2009年)12月 8日
障がい者制度改革推進本部設置

平成22年 1月12日
障がい者制度改革推進会議 第1回会議

平成22年 4月27日
総合福祉部会 第1回会議

平成22年 6月 7日
障がい者制度改革推進会議
障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)

平成22年11月22日
差別禁止部会 第1回会議

平成22年12月17日
障がい者制度改革推進会議
障害者制度改革のための第二次意見(障害者基本法改正)

平成23年 6月17日
障害者虐待防止法成立(平成24年10月1日施行)

平成23年 7月29日
改正障害者基本法成立(平成23年8月5日施行)

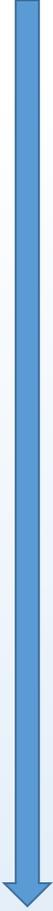
平成23年(2011年) 8月30日
障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言

平成24年6月20日
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律成立(平成25年4月1日施行)

平成25年6月19日
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律成立(平成28年4月1日施行)

平成25年12月4日
障害者権利条約国会承認(平成26年2月19日発効)

平成28年5月25日
障害者総合支援法改正(平成30年4月1日施行)



【つまり③】

日本で意思決定支援の言葉が誕生し法文化されたのは、障害者権利条約の批准のための制度改革による、との考え方は表面的なもので、実は「知的障害者支援とは何か」という真摯な議論の中で誕生したというのが事実である。だから、意思決定支援は知的障害者支援のイノベーションと言える。

後半の開始ですがその前に。
見てほしい6分30秒の
YouTube 動画があります(=°ω°)ノ

「普通」ってなんだろう？



意思決定支援とは

その前にもう一本！

見てほしいYouTube動画があります(/・ω・)/
6分の動画の冒頭**2分**だけ見てください。

「福祉ではたらく」



YouTube公式チャンネル



社会福祉法人育成会
<https://ikuseikai.com>



ホームページ [いくせいかい.COM](http://ikuseikai.com)



意思決定支援とは

障害者基本法における意思決定支援

・第23条1項

「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」

2011.6.15衆議院内閣委員会趣旨説明 高木美智子議員

「重度の知的、精神障害によりまして意思が伝わりにくくても、必ず個人の意思は存在をいたします。支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てる支援や、その考えや価値観を広げていく支援といった意思決定のための支援こそ、共生社会を実現する基本であると考えております。この考え方は、国連障害者権利条約の理念でありまして、従来の保護また治療する客体といった見方から人権の主体へと転換をしていくという、いわば障害者観の転換ともいえるポイントであると思っております」

障害者権利条約における意思決定支援

・第12条「法律の前にひとしく認められる権利」第1項～第4項(抜粋)

「締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する」

「締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める」

「締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適切な措置をとる」

「法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用すること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象とすることを確保するものとする」

障害者総合支援法、児童福祉法、知的障害者福祉法 における意思決定支援

「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、**障害者の意思決定の支援に配慮**するとともに、常に**その立場に立って支援**を行うよう努めなければならないものとする」

「指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、**障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重**するとともに、常に**その立場に立って支援**を行うよう努めなければならないものとする」

「市町村は、**知的障害者の意思決定の支援に配慮**しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする」

イギリス2005年意思決定能力法 (the Mental Capacity Act 2005)

- 知的障害者, 精神的障害者, 認知症を有する高齢者, 高次脳機能障害を負った人々を問わず, すべての人には判断能力があるとする「**判断能力存在の推定**」原則を出発点とし, 判断能力が不十分な状態にあってもできる限り自己決定を実行できるような法的枠組みの構築を目指している。特に, 契約法との関係では, 契約する自由を守り, **成年後見が開始されても契約能力は影響を受けない**点が, わが国の制限行為能力制度にみられる法態勢とは大きく異なる。
- 「意思決定能力 (mental capacity)」とは, 「意思決定をすることのできる能力 (decision-making abilities)」であり, 「特定の事柄に関して自分の意思を決めることのできる能力」を指す。

(法政大学経済学部准教授 菅富美枝氏 法政大学)

「意思決定支援とは何か」を巡る最近の具体的な動き

国(厚生労働省)

平成29年3月31日「意思決定支援ガイドライン」を発表

【特徴】

「事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組み」であること。
「自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援」であること。

公益財団法人日本知的障害者福祉協会

平成29年7月1日「意思決定支援ガイドブック」を刊行

【特徴】

「意思決定支援」のためには「意思形成支援」と「意思表出支援」が前提であり重要であること。

意思決定支援は「生活のあらゆる場面での支援」であり、「障害者が保護の客体から権利の主体へと生き方の転換を図るための支援」であること。

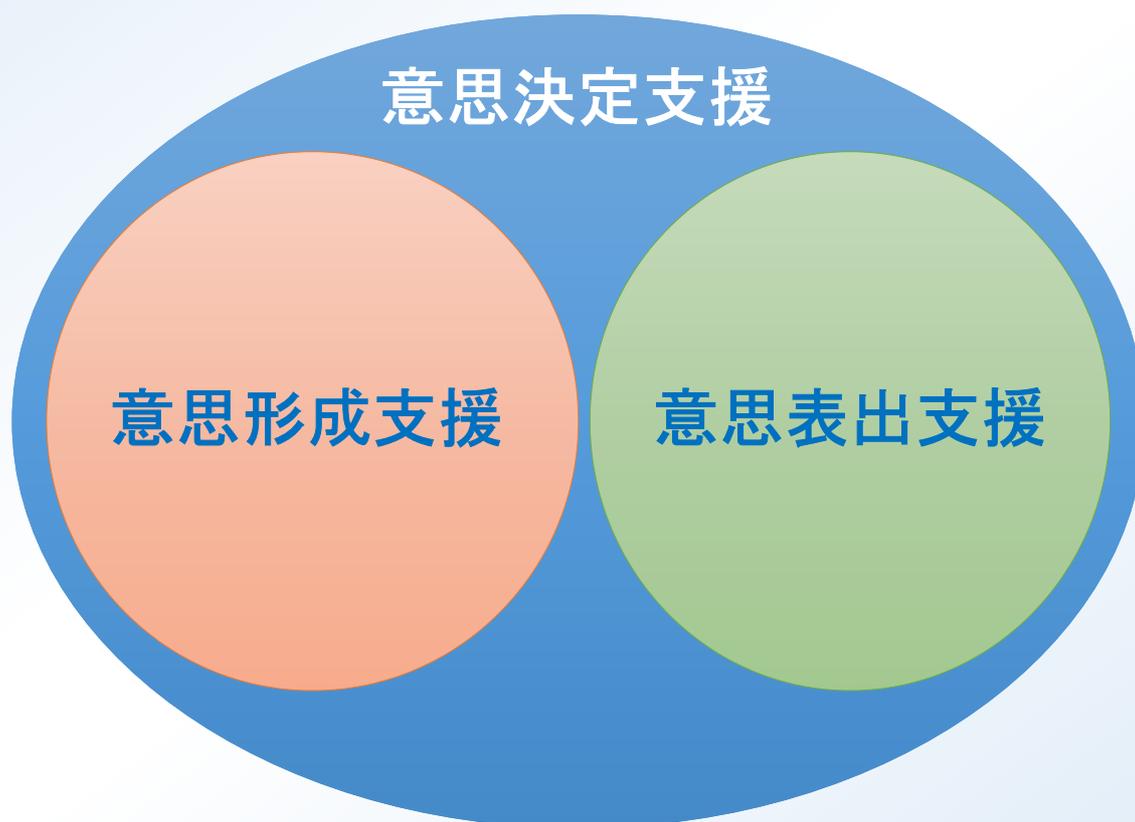
意思決定支援ガイドブックの意思決定支援

知的障害者の置かれた状況から意思決定支援の必要性を考えた。

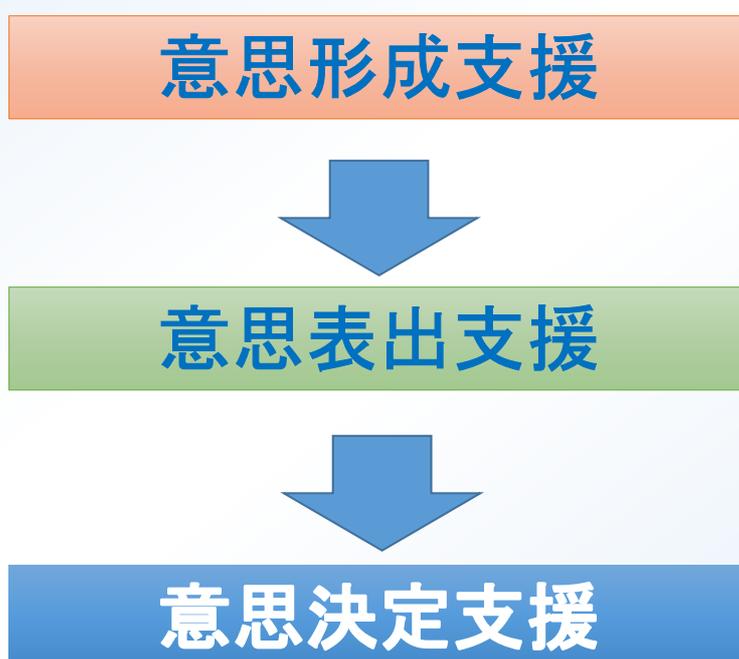
- 幼いころから周りが何でもしてしまう。
…**経験や体験、失敗の機会**もないままに大人になる人生。
(自動販売機が使えない多くの知的障害者の存在)
- テレビや新聞、雑誌、インターネットなどから情報を得ることがとても難しい。
…**食べたいもの、行ってみたい場所、見たい映画、やりたいこと**楽しいことなどの**夢や希望、意思が作れない**人生。
- 言葉を上手に使えない、あるいは、そもそも言葉がない。
…自分の気持ちを伝えることがとても苦手だから、誰にも理解されない人生。
…**「どうせ何も分からない、何もできない、意思などない」**と周りに思われる人生。

【つまり④】【つまり⑤】

意思決定支援の定義 イメージ1



意思決定支援の定義 イメージ2



意思形成支援

「意思形成支援」とは、幼少期から経験や体験を通して様々な情報を得ることで意思が作られる過程の支援であり、**意思決定支援の重要な要素あるいは前提**とも言える支援です。また、この支援には長年にわたり知的障害者支援の専門理念とされてきた次の視点が重要です。

(1) パターナリズムの視点

パターナリズムは意思形成にとって大きな障害であり、幼少期からの経験、選択の機会の質と量が意思形成に大きな影響を与えます。

(2) エンパワメント(ストレングス)の視点

誰もが意思を有することを前提として、本人の有する意思を最大限に表出するための支援が重要です。

意思形成支援の留意点

- ① 人の環境は整っているか。
 - ア 信頼感と安心感が整った支援者の存在が必用。
 - イ 家庭で、施設で、日常的に安心感のある中で生活できていることが重要。
- ② 様々な経験を積む機会はあるか。
 - ア 文字や写真などのみの情報からイメージを膨らませて想像することは苦手。したがって幼少期から日常的に経験、体験することが重要。
- ③ 様々な情報提供はされているか。
 - ア 選択肢に付随する多くの情報が、理解できる形で伝えられることが必要であり、言葉・文字・絵やイラスト・写真・実際の見学や体験などあらゆる方法を駆使して伝える支援が重要。
 - イ 自ら情報を得ることは非常に難しいからこそ支援者の情報提供に頼るしかないことを理解した上で支援を行うことが重要。
- ④ 幼少時から年齢に応じて選ぶ機会が提供されているか。
 - ア 選ぶという意識を育てるための経験や体験の支援が重要。
 - イ 大人なるまで、大人になっても、親や支援者が選ぶことで失敗を避ける生き方を続けることは、意思形成の大きな阻害要因となる。

意思表出支援

「意思表出支援」とは、形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出できるように工夫した支援を行うことと、日常的に表出されている様々な意思に対して、支援者が見落とさず気づき、汲み取る支援であり、次の点が重要

意思表出支援の留意点

- ① 本人が自らの意思を表出・表現できるように、具体的に支援されているか。
 - ア 本人が意思を伝える機会を設けているか。
 - イ 絵や写真やマーク等のカードを使用するなどの工夫があるか。
 - ウ 本人の意思を汲み取る姿勢を支援者が常に持ち、見落としはしないか。
 - エ いつでも、どんなことでも話せる環境があるか。
 - オ 「本人活動」「利用者自治会活動」など、エンカウンターグループとして自らが意思を表出できる活動があるか。
- ② 表出されている意思に気付く支援者であるか。
 - ア 知的障害者が自ら言葉や文字により、相手に伝わる形で意思を表出することは非常に困難。したがって、言葉だけではなく、僅かな表情や態度や雰囲気の変化などを支援者が敏感に察知できるか。

意思決定支援

「意思決定支援とは、障害者本人の意思が形成されるために理解できる形での情報提供と経験や体験の機会の提供による「意思形成支援」、及び言葉のみならず様々な形で表出される意思をくみとる「意思表出支援」を前提に、生活のあらゆる場面で本人の意思が最大限に反映された選択を支援することにより、**保護の客体から権利の主体へと**生き方の転換を図るための支援である」

日本発達障害学会 発達障害研究第40巻第2号2018.5
知的障害者支援現場における意思決定支援 古川 敬

【意思形成支援の具体例】

- ルビや口頭での丁寧な説明など分かりやすく情報を提供すること。
- 写真、動画、絵、マーク、模型を駆使して情報提供すること。
- 様々な経験や体験のための施設内活動プログラムを創り出すこと。
- 食べたことのないものを初めて口に作る機会を作ること。
- 給食に本人の希望メニューを取り入れるために嗜好アンケートを行うこと。
- 給食に選択メニューを取り入れること。
- 旅行や外出などでホテルや旅館や飲食店など様々な施設を利用体験すること。
- 施設のイベントなどで多くの外部の方と接すること。
- 絵画や音楽、映画鑑賞など文化的活動を体験、経験すること。
- サービス利用の際に建物や設備、日中活動を見学すること。
- サービス利用のための施設利用体験の機会を作ること。

【意思表出支援の具体例】

- 本人から発せられた言葉の真意を会議等で検討すること。
- 言葉のない方の健康状態や精神状態を常に意識しながら支援に当たること。
- 声の調子や雰囲気や行動などの僅かな違いから本人の気持ちを探ること。
- 顔色や体全体の雰囲気からバイタルチェックすること。
- 表情や目の輝きや雰囲気から本人の喜怒哀楽を察すること。
- 写真や絵やマークや模型を駆使して選択してもらうこと。
- 利用者自治会活動や本人活動を支援し、本人が意思を表明できる場と機会を作ること。
- 施設内に模擬投票所を設けて公的選挙のためのシミュレーションを行うこと。
- 分かりやすい資料を作成し、福祉制度などを本人が学ぶ機会を支援すること。
- 意見箱など、本人の施設に対する要望や希望を常に受け付ける体制を整えること。
- サービス利用のための利用体験の感想をきちんと聞くこと。

【つまり④】

幼少期から、障害を理由に経験や体験の機会を奪われ、情報も与えられなかったら「意思」は育まれず、作られない。

したがって、意思が作られていない人の意思決定支援など、そもそも出来るはずがない。

【つまり⑤】

障害により、意思を伝える手段(言葉、文字、身振り手振り)を持たない人は、そもそも自分の意思を伝えることが非常に難しい。

意思があっても上手に伝える術がないことを、「意思がない」とか「意思が不明」と決めつけられてしまう現実がある。

虐待とは

本人以外の誰かの**意思**が優先



腕力や言葉などの**力**で服従させる



虐待



人権侵害



本人の**意思**は無視

人権侵害



人権擁護



虐待

虐待とは

「本人の**意思**が無視された生き方を強いること」

人権擁護とは

「本人の**意思**が反映された生き方を保障すること」

【つまり⑥】

意思決定支援は、知的障害者の重要な人権擁護の支援である。

なぜなら、知的障害者はその障害特性や置かれた環境により、意思形成や意思表出、意思決定という**本人の意思が反映された生き方**のために多くの支援が必要だからである。

【つまり⑦】

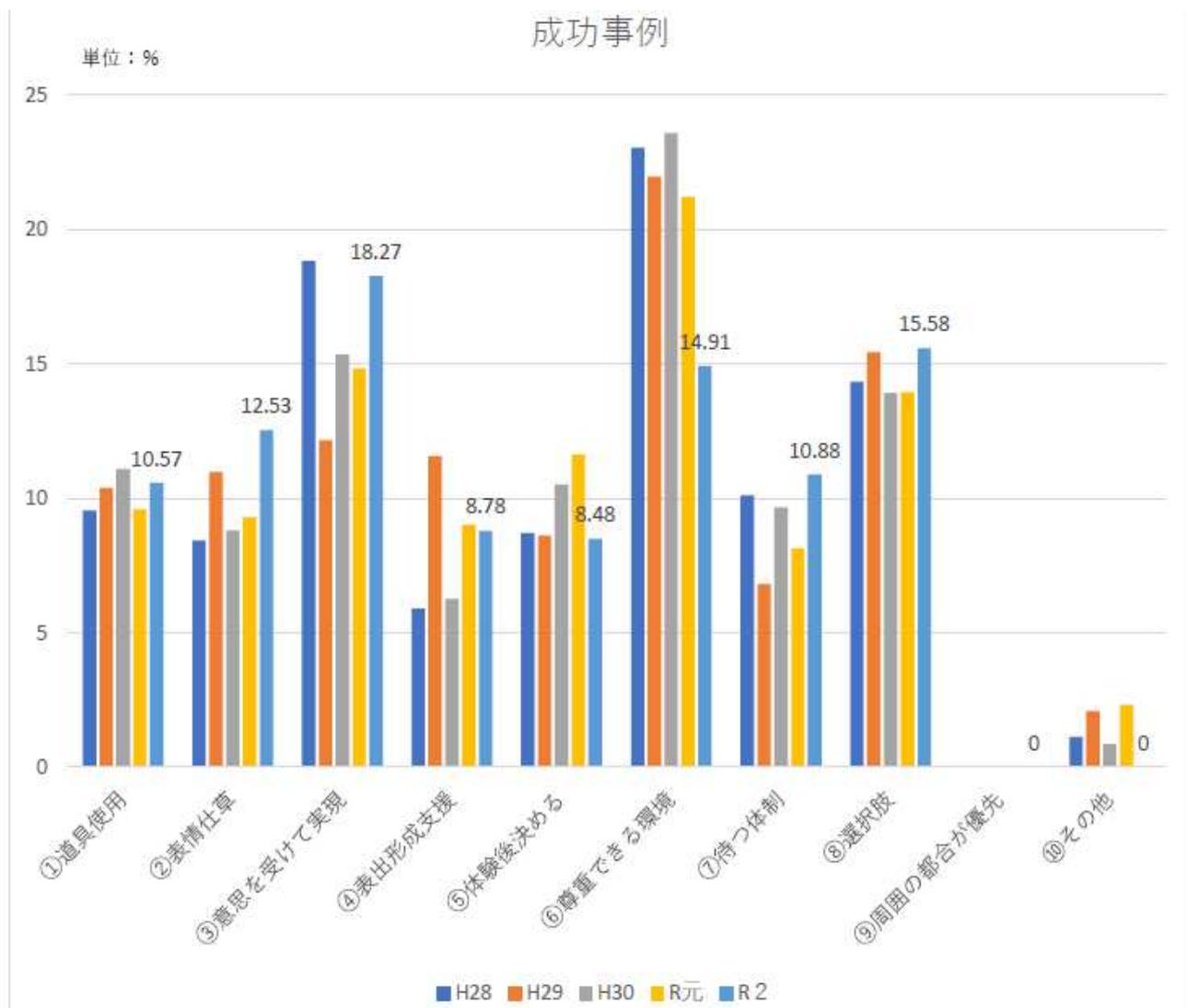
意思決定支援は、知的障害者に対する重要な合理的配慮である。
知的障害者の多くが抱える、意思形成の難しさや意思表出の難しさ、意思決定の難しさという社会的障壁を除去するための支援を受けることが出来るからである。

【つまり⑧】

支援者の言葉使いが丁寧だとか、敬称は「さん」「様」を使っていることを以て、人権擁護というのはおこがましい。
これは単なる社会通念上の道德観とかマナーの範疇であろう。
人権擁護のために虐待を防止するという考えは本末転倒。
多くの虐待は傷害や暴行といった犯罪行為なのだから、そもそもやらないのが当たり前である。
そもそも虐待がないことと人権擁護はイコールではない。

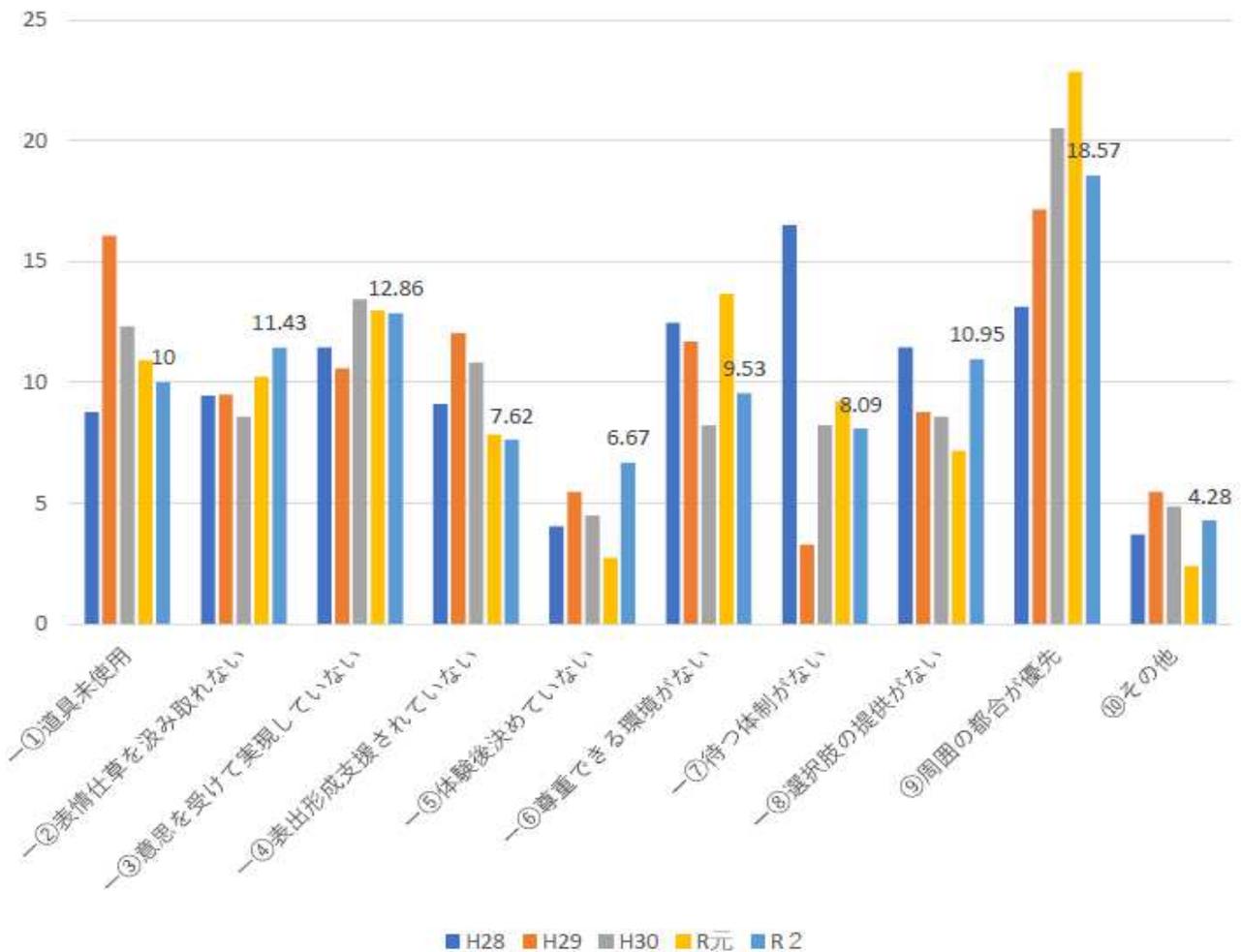
こんなデータがあります。

福島県知的障害者福祉協会発行 「意思決定支援実例集」



失敗事例

単位：%



人権擁護
どっちでいきますか？

虐待防止は行動の制止や抑止 = 消極的人権擁護

意思決定支援は支援の実施や促進 = 積極的人権擁護

【つまり⑨】

意思が作られるよう支援し、意思を汲み取るよう支援し、意思決定を支援する施設や事業所には、そもそも虐待など存在しない。

なぜなら、意思決定支援は人権擁護の実践そのものだから。

だから、

虐待防止に依らない人権擁護を！

ただし、

注意してほしいことがあります。

それは、

解釈の問題です。

意思決定支援 ~~≠~~ 本人の意思をすべて叶える

言うまでもなく、**犯**罪行為や反社会的行為は叶えられません。

他人の迷惑となる行為を叶えるために支援することなどありえません。

その点は障害があっても無くても同じです。

それは、**ノ**ーマライゼーションの基本理念が「障害のある無しにかかわらず同じライフスタイルであるべき」だからです。

人生には、叶えられないことが沢山あります。
嫌なことでも努力して行わなくてはいけないことも沢山あります。

それとは逆に、障害のない者が生きる上で味わうことのできる「喜びや楽しみ」が、障害があるために得られないとしたらとても**理**不尽です。

「**喜**怒哀楽」を味わいながら歩む人生は、障害のある無しに関係なく全ての人に同じであるべきです。
そのために**私**たちは存在しています。

私たちの知的障害者支援は、障害があるために経験できない「喜怒哀楽」を少しでも多く経験してもらうための日々の取組みと言えます。

そして、その取組の土台にあるべきものは、

意思決定支援 = People first の 支援

「障害者」ではなく 先ず「**人**」として

これこそが
ノーマライゼーション の 理念

「普通って何だろう？」

知的障害者支援イノベーション

グループ発表例

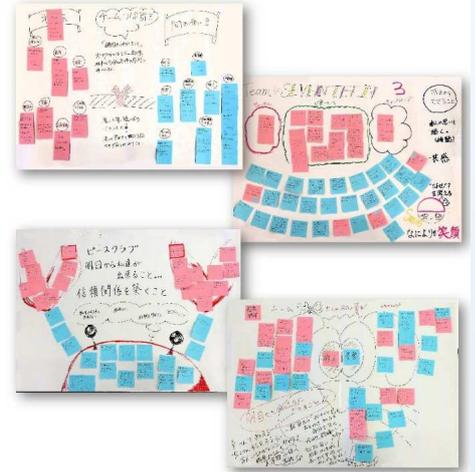
いろいろ工夫して、目を引く楽しい発表にしましょう。

ワークブックを活用しよう

このワークブックの活用方法として次の3つを想定しています。

- 1 意思決定支援が知的障害者支援イノベーションである理由を知る。
→ P1 はじめに
→ P22 おわりに
- 2 GSV(グループスーパービジョン)を学ぶ。
 - ① GSVファシリテーター養成に役立つ
→ P7 やってみようGSV
→ P8~9 はじめての意思決定支援GSV
 - ② GSVを実施する
→ P8~9 はじめての意思決定支援GSV
→ P14 グループ発表例
 - ③ GSVの参考様式を活用する
→ P10~13 参考様式1~4
- 3 施設などでの意思決定支援をチェックする。
→ P15 意思決定支援をチェックしてみよう

* このワークブックには用語解説や索引は掲載されていません。
障害福祉の専門用語などで理解が難しいものを、読者自身が社会福祉用語辞典やネット検索などで調べながら読み進めることで、用語の理解と知識の習得につながることが期待されています。



初めての

意思決定支援を学ぶためのワークブック

知的障害者支援イノベーション



意思決定支援とは何か? から、具体的な研修内容までを掲載!
意思決定支援グループスーパービジョン(GSV)が学べる!
ワークブックの活用で知的障害者支援イノベーションを!
ぜひ、「虐待防止」はしない。



社会福祉法人育成会 編
http://kuseika.com



2019年7月に発行し、全国各地の障害者福祉の施設や事業所、団体、個人などから注文を頂き、これまでの発行部数は2000部を越えました。

次の内容がA4判22ページに分かりやすく凝縮されています。

- 意思決定支援が知的障害者支援で重要なわけ。
- 意思決定支援の研修「グループスーパービジョン(GSV)」の開催手順。
- GSVで使用する参考様式を掲載。
- 意思決定支援のチェック方法。

つまり、この一冊で意思決定支援がやさしく学べます。

一冊100円で好評販売中!

ご注文は「いくせいかい.COM」または
注文フォームから直接どうぞ!



いくせいかい



意思決定支援

おわりに

ノーマライゼーションの提唱から62年

デンマークで1959年に制定された「精神遅滞者ケア法」の「知的障害者のために可能な限りノーマルな生活状態に近い生活を創造する」という精神が基礎。

この法案作成に携わったN. E. バンク. ミケルセン(N.E.Bank-Mikkelsen 1919年～1990年)の言葉

「ノーマライゼーションは、知的障害者をいわゆるノーマルな人にすることを目的にしているのではない。知的障害者をその障害とともに受容することであり、彼らにノーマルな(普通の)生活条件を提供することである。すなわち、本人のニーズに合わせた援助、教育を含めて、他の市民に与えられているのと同じ条件を彼らに提供することを意味している」

ノーマライゼーション(normalization)
インクルージョン (inclusion)
リハビリテーション (rehabilitation)
エンパワメント (empowerment)
アドボカシー (advocacy)
セルフアドボカシー (self-advocacy)
ピープルファースト (People-first)

言葉はたくさん生まれたけれど

何が変わって 何が変わらない

変わらないものの方が多い気がする

ノーマライゼーションの詩

ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム
朝ベッドから起きること
たとえ君に重い知的障害があり、身体障害者であっても洋服を着ること
そして家を出、学校か、勤めに行く
ずっと家にいるだけではない
朝、君はこれからの一日を思い
夕方、君は自分のやり遂げたことをふりかえる
一日は終わりなく続く単調な24時間ではない
君はあたりまえの時間に食べ、普通の洋服を着る
幼児でないなら、スプーンだけで食べたりしない
ベッドではなく、
ちゃんとテーブルについて食べる
職員の都合で、
まだ日の暮れぬうちに夕食をしたりはしない

ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム
君は自分の住まいから仕事場に働きに行く
そして、別の所に遊びに行く
週末は楽しい集いがある
そして月曜日にはまた学校や職場に行く

ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム
決まりきった毎日に変化をつける長い休みもある
季節によってさまざまな食物、仕事、行事、スポーツ、
余暇の活動が楽しめる
この季節の変化の中でわたし達は豊かに育てられる

ノーマライゼーションとは、あたりまえの成長の過程をたどること
子どもの頃は夏のキャンプに行く
青年期にはおしゃれや、髪型、音楽、異性の友達に興味を持つ
大人になると、人生は仕事や責任でいっぱい
老年期はなつかしい思い出と、経験から生まれた知恵にあふれる

ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、
周りの人もそれを認め、尊重してくれること
大人は、好きな所に住み、自分にあった仕事を自分で決める
家にいてただテレビを見ていないで、友達とボーリングに行く

ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと
子どもも大人も、異性との良い関係を育む
十代になると、異性との交際に興味を持つ
そして大人になると、恋に落ち、結婚しようと思う

ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること
誰もが、基本的な公的財政援助を受けられ、そのための責任を果たす
児童手当、老齢年金、最低賃金基準法のような保障を受け、
経済的安定をはかる
自分で自由に使えるお金があって、必要なものや好きなものが買える

ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと
知恵遅れだからといって、20人、50人、100人の他人と
大きな施設に住むことはない
それは地域社会から孤立してしまうことだから
普通の場所で、普通の大きさの家に住めば、
地域の人達の中にうまくとけ込める

全国の支援現場の取り組みが**ノーマライゼーション**の理念通りなら、知的障害者の当り前が私たちの当り前に少しだけ近づけるかもしれない。

だから、私たちの仕事に**誇りと自信**を持ってください。

なぜなら、

私たちの仕事は、とても**クリエイティブ**な仕事だからです。

そして、

福島県の支援現場の取り組みが、全国の支援現場のお手本となるために。

ご清聴ありがとうございました。



いくせいかいドットコム <https://www.ikuseikai.com>

いくせいかい

検索



YouTube公式チャンネル

ホームページ [いくせいかい.COM](https://www.ikuseikai.com)

